

環境 NEWS (第22回)



全日本サーフキャスティング連盟本部 環境部

皆さまは、釣行時に釣り上げたサカナが幼魚だった場合、「これは小さいな…」と思ってリリースされることが、ままあるかと思います。資源保護のためには良いことだと思えます。

別の意味で、毒のあるフグなどは持ち帰りの対象外ですよね。まれに、「これは珍しいサカナ！！」と思われたケースもあるかと思います。その場合、どうされていますか？ 絶滅危惧種だったりするかもしれませんよ。

つまり、釣れたサカナは何でもかんでも持ち帰られるということではありません。自らの意思で持ち帰らない場合もあれば、法により持ち帰られない場合もあるのです。

一般的なサカナではありませんが、漁業法で『特定水産動植物の採捕の禁止』として規定されているものがあります。私の所属する協会のある島根県の例をご紹介しますと思います。近年、全国的に厳しくなってきていますのでご注意ください。

1. 一般の人の特定水産動植物採捕に対する罰則が大幅に強化されます

罰則強化の内容

違反行為	現行	改正後(令和2年12月1日以降)
特定水産動植物(あわび、なまこ及びしらすうなぎ)の採捕	—	3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金
違法に採捕された特定水産動植物の運搬等	—	

・3,000万円という罰金額は、個人に対する罰金額としては最高額であり、密漁防止に大きな効果が期待されます。



提供：九州大学大学院農学研究
院 望岡典隆氏

2. 一般の人があわびやさざえ、わかめなどを捕ると漁業権の侵害になります

表1. 島根県において第1種共同漁業権の対象となっている水産動植物 (概要)

	ほとんどの海域で設定されているもの	一部の海域で設定されているもの
貝類	あわび、さざえ	とこぶし、おきあさり、はまぐり、いわがき
藻類	わかめ、いわのり、てんぐさ、もずく	ひじき
その他	なまこ、うに、たこ	